

之亦極力研究して有效なる治療方法を發見せざる可からず。

3

幸にして近時精神障害の進歩に相當目覺しく マテ

リヤ発熱療法、インシユリン衝撃療法、カルザアゾー

卷之三

其の目的を以て特殊の犯罪者につき其の遺傳家系圖を調査作成し、是を蒐集整理保存して調査の基本的資料たらしめんとする。

國民衛生法に關する專門委員會に於ける優生手術の適用に關する規則

べき疾患なりと稱し得る域に進まんとしつゝあるも尙極めて不充分なるは最も遺憾とする所なり。而かも之が保護施設は極めて不足せるに加へて、今日尙存なる收容所の内容を持續し未だ治療病院の實を備へざるものが殆んど全部を占むとも見るべき現状なり。依つて一方新治療法を研究すると共に、一方各種精神異常者につき早期に及ぶ限りの治療を施して多數の病者を全

治せしめるやう所謂治療保護組織の改善につき研究調査をなさんとするものなり。

りといふ可く、斯くて日本民族に於ける優良者、正常者、疾病者、犯罪者、混血家系等極めて多數の家系圖を蒐集せんとするものなり。

昭和十五年第七十五回常國議會の協賛を経たる國民優生法は近く其の實施を見る筈であるが、特に優生手術の適用に關する内規については國民體力審議會の國民優生に關する専門委員會に於いて審議中であつたが、昭和十五年十二月十四日の委員會に於てその決定を見るに到つた。決定を見たる内規並に専門委員會委員氏名を掲ぐれば以下の如くである。

兎を緑に逃すもの
或は常にでは到底考へ及ばざる事
兎の肉親殺傷その他の犯罪を行ふもの又は理由不明なる犯罪を思慮分別なく實行するもの等所謂犯罪者中に精神缺陷ありと思はるゝ者の多數に存在する事實は既に一般社會の常識となりつゝあり。依つて犯罪者者者反社會者につきて精神鑑定を行ひ、犯罪者中の精神缺陷者の數を知り、更に進んで犯罪關係の遺傳學的調査を行ひ、果して犯罪に遺傳的事實ありや、或は犯罪そのものは遺傳せずして其の根柢にある精神異常が遺傳するものなりや、又は生來性犯罪者として宿命的に犯罪者たるべき存在を承認すべきものなりや、性質犯罪その他特殊犯罪は遺傳するものなりや等、各般の重要な問題につき明瞭なる結論に達せんとする。

(五) 記錄保存

民族優先の研究は前述の如く基礎遺傳 民族遺傳

昭和十五年度研究事項	なほ厚生科学研究所民族優生部が特に本年度に於て 行ふ研究事項は次の如くである。
病的遺傳調査	二〇〇家系
優良遺傳調査	五〇家系
精神健康度調査	五部落
双胎人調査	五〇組
犯罪者調査	五〇人
家系	五〇家系
遺傳病豫防治療調査	八〇家系
混血調査	五〇家系
民族毒	

東京帝國大學名譽教授	內村祐之
慶應義塾大學教授	植松七九郎
東京帝國大學教授	福田邦三
同	大概菊夫
同	中泉正徳
同	小野清一郎
厚生科學研究所教授	山宮猛雄
東京帝國大學講師	川上理一
陸軍軍醫大佐	吉益修夫
海軍軍醫大佐	渡邊甲一
大須賀都美次	林芳信
司法省刑事局第五課長	清原邦一
全生病院長	

慶應義塾大學教授

内務省警務課長

控訴院検事長

農事試験所技師

安藤畫一
今井久松阪廣政
寺尾博

國民優生法の適用に關する内規

一、國民優生法第三條第一項各號の遺傳性疾患は左の條件を具備することを要す。

(一) 遺傳性精神病に在りては精神病にして遺傳性と認められ且治療困難なるか又は再發する等其の経過不良なること。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りては精神薄弱にして遺傳性と認めらるゝこと、但し比較的軽度なるものに在りては反社會性を有すること。

(三) 強度且惡質なる遺傳性病的性格に在りては病的性格にして遺傳性と認められ、其の症狀強度にして且反社會性を有すること。

(四) 強度且惡質なる遺傳性身體疾患に在りては身體疾患にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且社會不適應性を有すること。

(五) 強度なる遺傳性畸形に在りては畸形にして遺傳性と認められ其の症狀強度にして且治療困難なること。

二、國民優生法第三條第一項の「其の子又は孫醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは本人の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人以外に四親等以内の家族中に一人以上の同一罹病者を有したることを要す。

三、國民優生法第三條第二項の場合に於て各自が四親

等以内的血族中に有し又は有したる遺傳性疾患者の數は各一人を以て足る。

國民優生法第三條第二項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは各自が有する遺傳性疾患の素質の遺傳に因り其の子が同一の疾患に罹る處特に大なる場合を謂ふ。

四、國民優生法第三條第三項の「將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る處特に著しきとき」とは罹病せる子の疾患が醫學上遺傳に基くこと確實なりとせらるる場合にして原則として本人又は其の配偶者の四親等以内の血族中に一人以上の同一罹病者を有し又は有したことを要す。

五、國民優生法第六條の「本人の疾患著しく惡質なるとき」とは一の條件の他に、更に左記條件を具備する場合を謂ふ。

(一) 遺傳性精神病に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(二) 遺傳性精神薄弱に在りてはその高度(白痴、重症痴愚)なるとき又は著しく反社會性を有するとき。

(三) 遺傳性病的性格に在りては著しく反社會性を有するとき。

(四) 遺傳性身體疾患に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

(五) 遺傳性畸形に在りては其の症狀著しく強度なるとき。

國民優生法該當疾患例

其の症狀に因り國民優生法第四條(任意申請)又は第五條(同意申請)に依り優生手術を受くることを得る疾患例左の如し。

同法第六條に依り強制申請を爲すことを得る疾患例は×印を附したものとす。

一、遺傳性精神病
×躁鬱病
×真正癲癇
×精神分裂病

二、遺傳性精神薄弱
×精神薄弱(白痴、痴愚、魯鈍)

三、遺傳性病的性格
×分裂病質
×癲癇病質
×循環病質

四、遺傳性身體疾患
遺傳性脊髓性運動失調症
遺傳性小脳性運動失調症
筋萎縮性側索硬化症

脊髓性進行性筋萎縮症
神經性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋萎縮症障礙症

筋緊張病
筋痙攣性癲癇
遺傳性震顫症

家族性小兒四肢麻痺

脊髓性進行性筋萎縮症
神經性進行性筋萎縮症
進行性筋性筋萎縮症障礙症

筋緊張病
筋痙攣性癲癇
遺傳性震顫症

痙攣性脊髄麻痺

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白児

魚鱗癬

×小頭症

多發性軟性神經纖維腫

×結節性硬化症

×色素性乾皮症

先天性表皮水疱症

先天性ボルフィリン尿症

先天性手掌足蹠角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

×網膜膠腫

先天性白內障

全色盲

牛眼

×黒内障性白痴

先天性眼球震盪

青色羣膜

先天性聾

遺傳性難聽

血友病

五、遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分の肥大症

顔面披裂

先天性無眼球症

囊性脊髓披裂

先天性四肢缺損症

×小頭症

優生手術々式其他

一、生殖不能ならしむる外科的手術の標準術式は左の如くすること。

(一) 男子術式

イ、精管切除結紮法

ロ、精管切離位法

精管を剝離露出し其の約二種以上を切除し各断端を結紮す。

精管を剝離出しこれを切離結紮して、其の断端を變位固定す。

六、妊娠及產褥の期間は手術の實施を原則として避くこと。

五、醫師手術實施に當り、生殖不能にして手術不要と認むる場合又は手術禁忌其他手術不可能と認むる場合は手術の實施を中止し其の旨を地方長官に報告する」と。

四、必要ありと認むる場合は手術の前後に於て生殖能力の有無を検査すること。

三、手術を施行する場所は開腹手術を施行するに足る設備及び收容設備を有する診療所とする」と。

二、手術の實施は優生手術に必要な學識經驗ある醫師を以てすること。

申

農林省農林計畫委員會經濟更生部會の安定農家適正規模調査に關する答

農林省農林計畫委員會經濟更生部會に就ては農林大臣諸間安定農家適正規模調査の實施方針に關する件につき特別委員會を開き審議を重ねてゐたが昭和十五年十二月十九日答申案の決定をみるに至つた。諸間及

び決定をみたる答申を掲ぐれば次の如くである。

詰問

安定農家適正規模調査ノ實施方針ニ關スル件

(説明)

地方ノ實情ニ即シ農業ノ生產性高キ安定農家ノ適正ナ

以上の手術に於ては結縛線は非吸収性のものを使用すること。